

＜新旧対照表＞「関西みらいパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・V A L U X全銀ファイル伝送サービス利用規定」

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
第1章 総 則 [共通事項] 第4節 その他の 共通事項	(新設)	<p>第19条【ソフトウェアの取扱】</p> <p>(1)本サービスのうち一部のサービスにおいて、契約者が当社のソフトウェアを利用する場合、当社は契約者に対しソフトウェアを貸与し、その引渡方法は契約者指定のパソコンへのインストール、もしくは、CD-ROM等の引渡によることとします。</p> <p>(2)契約者は当社が貸与したソフトウェアおよびCD-ROM等は善良なる管理者の注意義務をもって管理し、第三者には開示しないものとします。</p> <p>(3)契約者はソフトウェアおよびCD-ROM等について次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく当社に通知するものとします。</p> <p>①当社の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。 ②盗難・滅失・棄損などの事故が発生したとき。</p> <p>以降、条番号を繰り上げ</p>	当社ソフト提供開始に伴う条文追加
第2章 資金管理 サービス 第6節 振込口座 照会サー ビスに關 する事項	<p>第58条【取扱方法】</p> <p>(1)当社に口座照会を依頼するに際しては、所定の方法（データ伝送）で行ってください。</p> <p>(2)前項の場合、依頼明細の合計件数・金額等の銀行への通知は不要とします。</p> <p>(3)当社は契約者からの依頼による口座照会データについて、口座確認手続を行います。</p> <p>(4)照会結果回答は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行本支店のみのデータは照会受付日の3営業日以降、その他銀行口座を含むデータについては照会受付日の5営業日以降に結果回答データを当社所定の方法でお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>第59条【取扱方法】</p> <p>(1)当社に口座照会を依頼するに際しては、所定の方法（データ伝送）で行ってください。</p> <p>(2)前項の場合、依頼明細の合計件数・金額等の銀行への通知は不要とします。</p> <p>(3)当社は契約者からの依頼による口座照会データについて、口座確認手続を行います。</p> <p>(4)照会結果回答は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなど銀行本支店のみのデータは照会受付日の3営業日以降、その他銀行口座を含むデータについては照会受付日の5営業日以降に結果回答データを当社所定の方法でお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	みなど銀行の事務・システムリニューアル対応に伴う修正

改定実施日：2026年3月16日